

平成21年柴田町議会第5回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員（1名）

15番	加藤 克明	君
-----	-------	---

---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	小野宏一	君
税収納対策監	武山昭彦	君
長寿社会対策監	平間忠一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 査	太田	健博

---

議 事 日 程 (第1号)

平成21年10月28日(水曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 平成21年柴田町一般会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成21年柴田町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、15番加藤克明君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番佐藤輝雄君、14番星 吉郎君を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

---

---

#### 日程第3 議案第1号 平成21年柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、新型インフルエンザ対策の一環として、国が生活保護世帯などに対してワクチンの費用免除対策を講じることに呼応して、町としても独自施策としまして、妊婦、基礎疾患を有する者などに費用負担の2分の1を助成し、ワクチン接種の環境整備を図ることを目的に緊急の補正を行うものであります。ワクチン接種が10月中旬から始まっていることから、今臨時会での上程となりました。

今回の補正額は5,256万3,000円となり、補正後の予算総額は105億964万4,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 補正予算の内容について、詳細説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、新型インフルエンザ対策としてワクチン接種に係る補助を行うものです。国が定めた生活保護世帯、低所得世帯等に対する助成、その町負担4分の1分と、町が独自補助を行うためのものの合計額になります。

款16県支出金、項2、目3衛生費県補助金、2,125万3,000円は県が負担する補助額となります。町財源は必要額全額を財政調整基金を取り崩して措置いたしました。基金繰入金として3,131万円を計上しております。

今回の取り崩しで、財政調整基金の形式残高は約5億4,707万円、町債等管理基金との合計額で約6億4,485万円となります。

歳出5ページをごらんください。

款4、項1、目7予防費で今回の事業費を計上しています。節11需用費で20万円、節12役務費、通信運搬費26万円、節13委託料では関連する事業電算委託料として47万3,000円を計上しております。

ワクチン接種に係る助成として、委託料と節19の助成金にそれぞれ2,586万5,000円を措置しました。委託料は医療機関と町との契約で、助成費用の精算を行うためのものです。窓口負担は本人負担分のみとなります。助成金は委託契約を結ばない遠隔地等の医療機関で接種を受ける方も相当数いるだろうということを考え、一たん本人が全額を支払い、後で該当助成

を町に申請する手続に対応する費用として計上するものです。

以上、補正議案の説明です。

○議長（我妻弘国君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） それでは、資料の説明をしたいというふうに思います。

平成21年第5回臨時会議案第1号関係資料というところで、チラシの方をごらんいただきたいとと思います。

その前に、説明の前に、現在の新型インフルエンザの状況を若干お話をさせていただきたいとと思います。

現在、国内での感染が拡大をいたしまして、本格的な流行というふうになってございます。全国的には1医療機関の定点調査全国平均でですね、10月の12日から18日の週、第42週になりますが、17.6人ということで、前週の1週間、1週間1週間やるわけなんです、前週は12.9人というふうなことで、約5ポイント、5人ほどふえているという状況です。

県内の状況でございます。これも患者発生の変向調査、1医療機関当たりの定点調査でございますが、第42週、一番最新ですね。石巻地区が20.2人でトップでございます。仙南が17.4人で2番目に高くなってございます。県平均の1医療機関の患者数9.22人ということで、県平均でも前週調査の7.2人から増加している状況でございます。

ちなみに10人以上の注意報、地区ということで、注意報クラスなんです、石巻地区、それから仙南、登米、気仙沼、これが10人以上というふうなことで注意報を発令してございます。

町の状況でございますが、町の方で集団感染かなり発生してございます。現在船岡小学校、船迫小学校、東船岡小学校で学級閉鎖。たんぼぼ幼稚園、浄心幼稚園、これ30日まで休園ということで、町内ほとんどの小中学校で新型インフルエンザに感染しているというふうな状況で、感染が拡大している、おさまってきていないという状況でございます。

それでは、資料の方の説明をさせていただきます。

平成21年度新型インフルエンザワクチン接種費用の助成についての内容でございます。

まず、助成事業の内容と目的でございますが、新型インフルエンザ対策の一環として、国の新型インフルエンザワクチン接種の基本方針によりまして、ワクチンを接種する優先接種対象者等のうち、この「優先接種対象者等」というのは、2番、下の表ですね。2の「優先接種対象者等」というふうなことで、優先接種対象者、一番上の医療従事者、救急隊員を含むから、その他の65歳以上の高齢者まで、これらすべての方々というふうになっております。

それらの方々のうち、生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する者の費用負担については全額を免除といたします。また、町独自の軽減施策ということになりますが、優先接種対象者等のうち、そのうち妊婦、基礎疾患を有する者、それから中学生までの子供等に対しての接種費用の2分の1を助成することによりまして、その負担を軽減して、ワクチンを受けやすい環境整備を図ることを目的としてございます。

2番目の表が先ほどお話ししました優先接種対象者等、国の基本方針によるものでございます。

3番目、ワクチンの接種費用でございます。全国一律の額が実費負担となります。1回目の接種で3,600円、2回目の接種で2,550円ということで、6,150円です。2回目の接種が1回目と違う病院等で行った場合、これは3,600円というふうになります。この場合は2回合わせて7,200円という形になります。

4番目の負担軽減措置の内容でございます。負担軽減の内容につきましては、2段階で設けております。

まず、①の国の基本方針による軽減措置でございます。これにつきましては、優先接種対象者等のうち、上の表の全部でございますが、全部の方々になりますが、そのうち生活保護世帯に属する者及び町民税非課税世帯に属する者がワクチン接種を受けた際に支払う実費負担については、6,150円については全額を免除という形になります。

ここに内訳でございますが、全接種対象者総数では1万9,199名でございます。国の試算割合3割の方々町民税非課税世帯というふうに言われておりますので、この3割分ですね。1万9,199人からいうと、約5,760名になります。その方々の実費負担6,150円を掛けまして、接種率80%でございます。で、総額2,833万8,000円の費用がかかるという形になります。

このうち県は補助対象額として4分の3を補助と、2,125万3,000円になります。町負担が4分の1になりますので、709万7,000円が町の負担になるという形になります。現在、これについては特別地方交付税で財政措置されるというふうな予定になってございます。これが国の軽減措置の関係でございます。

2番目が町独自施策による軽減措置でございます。それで、上の表の優先接種対象者等のうち、今度は次に掲げる対象者が医療機関等でワクチン接種を受けた際に支払う接種費用については、その2分の1を助成するということでございます。

助成対象者につきましては、重症化のリスクが高い妊婦、それから基礎疾患を有する者、1歳から就学前の小児、小学校1から3年生、低学年、1歳未満の小児の保護者、小学校4か

ら6年生、高学年、それから中学3年生までというふうなことで、特に集団感染、小中学校が多いということで、こういった対象としてございます。

対象者の人数についてはごらんとおりで、合計で9,432名。助成額でございますが、1回目3,600円の半分、半額の1,800円。2回目については1,300円を予定しております。合計で3,100円。予算額的にはですね、接種率100%ではなくて、80%と見込ませていただいております。助成額につきましては2,339万1,360円というふうなことで予定をしております。

ちょっとここには書いてなかったんですが、助成の実施方法、やり方についてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

今お話ししました2段階、国の軽減措置の関係、全額免除分。それから町独自の2分の1の助成事業、あわせて実施していくという形になります。今回、柴田郡内4町ですね、柴田、大河原、村田、川崎そろって町独自の2分の1の助成事業、同じ助成額になりますが、それから対象者も中学生までというふうなことで、そろって行う予定で話を進めてございます。そのため、これは柴田郡の医師会ですね。委託医療機関ということで郡の医師会を想定しております。そちらと契約をさせていただいて、委託事業での実施をしたいというふうにご考えております。

費用的には柴田郡医師会の委託分については、全助成額の半分の約2,586万5,000円と、これを見込んでございます。柴田郡医師会の病院等で接種された方々につきましては、低所得者等につきましては窓口の支払いが不要となります。町の2分の1助成については、自己負担分の半分のみ支払うという形になります。

それから、委託医療機関以外ですね、郡医師会以外の病院で行う場合、例えば岩沼、角田、白石、仙台等々ですね。それらの方々につきましては、病院との契約ができませんので、全額一度立てかえをしていただきまして、立てかえ払いをしていただきまして、後日、全額あるいは半額を償還払いするという、そういった方法を考えてございます。郡医師会以外の病院、これらにつきましては対象者、全対象者の約半分を見ておりまして、委託と同額の2,586万5,000円、これを見込んでございます。

助成費用総額につきましては、柴田郡医師会、これから医師会の方と話し合いを進めるわけなんですが、2,586万5,000円の委託料。それから郡医師会以外の病院、これについては同じ2,586万5,000円になりますが、合わせて5,173万円になります。ということで、国県の補助が2,100万円ということなので、町の持ち出しが約3,000万になるというふうな形になります。

次のページでございます。

これからですね、5番、新型インフルエンザワクチンの接種スケジュールでございます。

①国における標準的接種スケジュール、ここにスケジュールの目安ということで書いてございます。接種スケジュールにつきましては、宮城県では10月の19日から、もう医療従事者は既に始まっております。国内産ワクチン、最初国内産ワクチンが接種という形になります。2,700万人分予定されております。

11月からですね、妊婦、基礎疾患、それから基礎疾患最優先、基礎疾患その他ということで随時入ってまいります。それから輸入ワクチンですね、これについては5,000万人分、国の方では予定しております。これは1月から1歳児未満等の保護者、小学校高学年、中学校、高校、高齢者と、65歳以上というふうなことで、順次接種されていくというスケジュールでございます。

中段②の県における接種スケジュールでございます。これについては医療従事者、これはもう10月の19日からもう始まっているということでございます。

それから妊婦、基礎疾患を有する者、これは「最優先」と、基礎疾患については「その他」というふうなことで国の基準がありまして、この二つ、2段階で分かれています。特に基礎疾患を有する者で最優先については、重度の方ですね、重い方々が11月から入るというふうなことで、これについてはどっちに該当するかにつきましてはですね、かかりつけのお医者さんの方が判断するというふうな形になってございます。

それから幼児、1歳から就学前が12月。小学校低学年が12月下旬から。1歳未満の小児の保護者が1月上旬から。小学校高学年1月中旬。中学校・高校・65歳以上の高齢者、これが1月下旬からというふうな形になってございます。こういった形で進めていくということでございます。

ワクチン、1回接種というふうな報道もございます。今決定していることは、医療従事者の方で二十から50歳まで、この方々は1回ということで確定しております。そのほか13歳未満の子供、これは2回確定しています。これも確定しています。そのほかの方々については、1回でいいか2回かというふうなことについては、11月以降の臨床試験によりましてですね、今後1回もあり得るといふことなので、現段階では未定であるというふうなことでございます。

そのようなことで、今後県のスケジュールに沿ってですね、ワクチン接種事業を実施していくわけですが、町民の方々に随時広報周知を徹底して、実施していきたいというふうな考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して行います。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） ワクチン接種の費用の助成について（「マイク使ってください」の声あり）資料の方の中身について伺いたいんですが、一つは、町内のインフルエンザワクチンの、新型インフルエンザの接種医療機関というのは郡医師会に加盟している医療機関であれば、すべての医療機関、クリニック、診療所、すべてで受けられるようになるのか。あるいは町内でも受けられる医療機関というのはどこか指定のもので、限定されているのかどうかということをもまず伺いたいのと、それから国の基本方針の軽減措置で、要するに低所得の方の軽減措置の部分で、確認なんですけど、低所得の方がワクチン接種を求めたときに、窓口での実費の負担というのは、その時点で発生せずに、郡医師会に加盟している部分であれば窓口負担は発生しないというふうに考えていいのかどうかということと、それから町外の郡医師会以外の医療機関にかかっている人も結構いるというふうに思うんですが、特に例えばばっと思ひ浮かぶのは、町内に人工透析を受けられるところなんていうのは一つぐらいですから、郡医師会といっても大河原に何軒かと、あとは岩沼等になっていくので、そういう部分で、この試算で果たして間に合うのかなという気もするんですが、その点についての考えを伺いたい、以上3点ですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 最初にですね、医療機関の関係でございます。医療機関につきましてはですね、宮城県の方で既にホームページの方にはもう出しているということでございますが、ただいま議員さんおっしゃったようにですね、すべての受託医療機関が一般の方々もすべて受け付けるというふうな体制にはなってございません。手挙げ方式、病院によって手挙げ方式で、一般のいわゆるかかりつけの方とか以外の方もいいですよというふうに手を挙げている医院と、自分の病院の入院患者だけとか、自分の病院に通院している方々、そういったことで手を挙げている病院ということで分かれております。それも医療機関名簿のところには表示されてございます。

ちなみにですね、柴田町でいいますと一般の方、かかりつけ以外も受け付けますよというのが8医院になっております。あとかかりつけのみの方を受け付ける医療機関が7医療機関でございます。それから、入院のみというのも二つの医院、そういったことで医療機関ごとによって対応が違ってきてまいりますので、その辺は県の方も周知するんですが、町の方としても町民に対して周知していきたいというふうに考えております。

それから2点目ですね、お話しがあった郡医師会の方ですね、予定しておりますが、今からこれから4町と郡医師会の方で話し合いを進めるという手だてになっておりますが、医師会と委託契約をさせていただいた場合については、窓口の負担がないという形になります。郡医師会以外の病院につきましては、一たん立てかえ払いをしていただくという形になってまいります。

もう1点ありましたね。（「費用が間に合うか」の声あり）費用が間に合うのかということでございますが、例えば小学校とか中学校、高校生等々につきましては、ある程度実数で把握はできます。ただ、基礎疾患を有する方々につきましては、これにつきましては町で調査しているわけではございません。病院の方が県の方に届け出て、人数を県の方が把握しているという状況でございます、この辺の数字がですね、国の試算割合にちょっと合わせてつくらせていただいているんですが、若干アバウトなところはこの部分でございます。

ただ、接種率がどの程度になってくるのかということもございまして、現段階では80%を見ておりますので、十分間に合うのかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 低所得者の方の窓口負担の問題ですが、ぜひ郡の医師会との話の中では、ぜひそれを契約で結んで、窓口負担が発生しないように当然そういうふうに努力してもらえんと思っておりますけれども、それと同時に周知の問題で、例えばおしらせ版等で載せる場合にも、「低所得の方は窓口負担はありませんよ」というのをやっぱり前面に押し出さないと、例えば「実費費用が6,150円かかりますよ」というふうに出された場合にですね、そこでまず接種を躊躇する場合がありますので、軽減措置をやる場合には、その軽減措置で自治体の費用負担の部分を前面に押し出してやらないとだめだなというふうに思っていますので、その辺をぜひ周知では考慮していただきたいと、これは要望です。

それから、基礎疾患の受診者で接種を希望される方の予算の話ですけれども、8割なら多分網羅されると思うんですが、ただもし枠を超えた場合に、この枠でもうこれ以上は打ち切りで、補正云々の対応はしないよということなのか、あるいはもし仮にあれば、対応はするよというふうに考えているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 現段階ではですね、このような予算措置をさせていただいておりますが、当然今後ですね、人数等々確定してまいりましたら、増額等々を含めて対応させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） 周知徹底というか、このことについての前にもお聞きしたんですけれども、障害のある方ですね。この方たちの周知ということではどういう、確実にされるとは思いますが、どんな形でやって、例えば医院に行くまでが不可能な方がいるのかどうかね、その辺のいわゆる障害者の方たちへの対策ということで何を考え、どういうふうに考えているかをお聞きします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。
- 健康福祉課長（大宮正博君） 障害のある方といいますか、基本的には基礎疾患ですね、のある方が優先接種対象者になります。障害の有無がすぐに優先接種対象者ということではございませんので、基礎疾患を有する方で、重い障害を持っている方々だと思いますが、そういった方々については周知の方法なんですけど、当然町の広報とかおしらせ版ですね、その辺もきちっと対応していきたいと思っておりますし、これからですね、民生委員協議会の方に説明会を開きまして、十分内容と実施方法等を説明させていただいて、例えば障害者だけではなくてですね、ひとり暮らしの高齢者の世帯もおりますし、そういった方々もおりますので、そういう対応をきちっとやっていきたいというふうに考えております。
- 議長（我妻弘国君） 課長、病院に行くまでの対応をどうするかということなんだね。はい、お願いします。
- 健康福祉課長（大宮正博君） 病院にかかっている方ということなんですけど、特に社会福祉協議会の方ですね、例えば家族の方いない場合とかですね、そういった場合はふれあいネットワーク移送サービスとかですね、そういったこともございますし、あらゆる手段、いろいろ先ほど民生委員さんというお話もしましたが、そういったことも含めてアドバイスをさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。1番平間奈緒美さん。
- 1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。  
接種スケジュールについてお伺いします。  
中学生・高校生が1月中旬、下旬からということになってるんですけれども、特に中学3年生、高校3年生、受験生に対してちょうどこの時期というのは受験シーズンに入ってくるので、できるだけ早い時期の接種をすることを望むんですけれども、その辺ちょっとお聞かせください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 議員さんおっしゃるとおり受験シーズンというふうなことで、お子さんを持っている両親の方々も含めて心配しているかなというふうには思います。

これはあくまでも国の接種のスケジュールの目安でございます。先ほども少しお話ししましたが、まずは11月からですね、1回接種の臨床試験も始まってまいります。そういった場合、1回でいいよというふうなことになれば若干前倒しで早目になってくるという場合もございます。

あと、新聞報道なんかでも見ているとおりですね、インフルエンザ等々にかかって、万が一受験できなかった場合については、1週間後ぐらいにはまた試験をするというふうな報道もされておりますので、いずれにしてもそういった何らかの対応が必要になってくるのかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 1回ということで、できるだけ前倒しでしていただくように、特に受験生をお持ちの保護者の皆様はインフルエンザ、その試験のときにかかる時が一番不安ですので、できるだけ早い対応をお願いいたします。これは要望です。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ちょっと窓口の混乱を心配しているんですが、まずですね、この生活保護世帯とか、町民非課税世帯とかいうことの窓口に行つての証明といいますか、それはどういうふうになされるのかなというふうなのが一つ心配。

それから今のスケジュールの件に関してもですね、一応県のこれは基準ということで、一応参考的に示されているとは思いますが、たまたまちょっと私、開業医の診察室にいましたらですね、そこには「11月1日から接種を始めます」という札が張ってありまして、ところが来る患者さんが「いつからですか、電話で予約必要なんですか」とかいろいろ聞くんですよね。そうしますと「その日その日、朝に来ていただいて、もう順番にやります」と。

「なくなったらその日は終わりです」というような説明を窓口で言ってるんですよ。だから、小学生であろうと中学生であろうと、疾患があろうとなかろうと、とにかく来たらその日ある分やりますよみたいな説明をされているので、「ああそんなものかな」というふうな受け取り方を私はしたんです。ですから、その辺の周知徹底とか、医師会なり病院がどういうふうなとらえ方をしているのかですね、多分これその病院、11月1日になったら、私が2時間ぐらいいる間に随分そういうことを聞いてきた人がいたので、かなり朝一番で、早い勝ちで混雑するんじゃないかなというふうなとらえ方をしたんですよ。

ですから、一応こういうスケジュール等が示されているとかというようなこともあるんですが、その辺の窓口の混乱のおそれがないのかどうか、その辺をどのように医師会と認識を持っておられるのかね、打ち合わせをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 要は低所得者と町民税非課税世帯等の証明書の発送につきましてはですね、現段階でちょっと今からですね、こういった形でやるか検討しているところでございます。

それからですね、スケジュールの関係で病院の窓口、混乱しないかということですが、実際の接種のやり方というのは、国と病院が委託契約、接種の委託契約をして実施するという形になります。ですから国が要するに病院に「お宅でどうしますか、やりますか、やらないですか」ということを聞いて、「いいですよ」と言ったところと契約をして接種をしてもらうという、いただくという形でやっていきます。

当然、医師会と話し合いをしながら進めているというのが実態だと思います。私どもの方は県の方の説明会では、ほとんどこの接種スケジュール、これに沿って進んでいくという説明を受けてございます。ということは、妊婦につきましては11月の16日、中旬ぐらいから、それと重い方々、基礎疾患を持っている最優先の方々、これらについては11月の中旬から始まってくるというふうなことで話もございますので、ただ、それぞれの県によってもそのスケジュールがおのおの微妙に違ってきますので、最終的には今のところ、国がですね、いわゆるワクチンの本数等々、宮城県に何万本とかいうのは、国が今決めている状況でございまして、それについては町の方ではちょっとわからないというのが実態でございまして。

県の方から接種のスケジュールが決まりましたら、町の方にこういった形でやるというふうな通知が来るとお思いますので、そういったときには遅滞なく町民の方々に周知するというふうな形で進めてございます。

あと、医師会の方につきましては、今のところ随時医師団の方と、役員の方と打ち合わせをさせていただきながら対応を協議しているという状況でございまして。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 国、県、医師会という言葉が出てきますが、一般の町民は、何かテレビなんかで見てますとね、そろそろ始まるんだらうという、私も打ちに行こうかなみたいな認識の人が多いんですが、これを見るとかなり、もう来年の1月とか2月とかということになるから、多分一般の方々との認識の違いというのが、私自身もきょうこれを見てね、えっ、

こんなに…、例えばもう普通の一般の大人なんかはいつになるかわからないような状況なんですね。その辺混乱したときにね、皆さんが期待して早く打ちたいと思っているときにね、こういう形になる。それから病院の窓口も、私が聞き違いしたのではないと思うんですが、もう11月になったら一般の方に始まるような説明がされているということで、多分混乱しますと町民の方は「役場、何やってんだ」と、役場が主導的にコントロールしているような認識でいる人が多分ほとんどだと思うんですよ。多分今まで役場の担当課に、このワクチンについての問い合わせなんかあったかどうかわかりませんが、その辺ちょっと問い合わせあったかどうかの状況を教えていただきたいんですが、やはり今後その低所得者等に対する証明書の発行についても、まだ検討段階だということになると、かなりちょっと今すぐにでも始まりそうなふうなとらえ方をしている、これ私の認識がおかしいのかどうかわかりませんが、ちょっと一般の認識とかなり役場自体の対応の仕方が遅れているんじゃないかなというふうに思いますので、さっき周知徹底ということもありましたのでね、町民に対する。その辺もちょっと嚴重にやらないと、むしろ回覧板にこういう形で進みますみたいなことでもね、各戸に周知するようにしないと、これは大きな混乱のもとになると思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 申しわけありません。先ほどちょっと新型インフルエンザ、11月1日からですね、新型インフルエンザということでちょっと答弁をしたんですが、11月1日からですね、実は季節性インフルエンザの方の予防接種がもう予約というかですね、これが始まってきているんですね。ですから多分、今病院の方で予約とか受け付け始めるのは季節性の方かなというふうに、ちょっと思いました。新型の方はこれからと、周知等についてはこれからという形になってまいります。

それからワクチンの問い合わせの方については、ここ1週間ぐらいですね、何人か数人程度でございます。今の問い合わせについては、その程度でございます。

それから、低所得者の証明書等につきましても、4町の方ですね、4町寄りまして、担当者同士で今、電算関係も含めて打ち合わせをしているというふうな状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 今の坂さんの質問のとおり、一番混乱が予想されるなどというのは本当に目に見えてますよね。国のスケジュールの目安は出てるんですが、一昨日、病院議会で新型インフルエンザについて質問したところで、医療従事者、例えば中核病院の医療従事者

も3分の1の分しかワクチンはまだ来てないということなんですね。だから一般にはね、もう医療従事者は全員ワクチン接種終わってるんだというふうに思ってるんですけども、実際には始まったばかりで、やはり全員には行き渡ってないんだろうなと思うんですね。

そうすると町はどこまでワクチンの確保についてというか、把握できるんでしょう。今聞いて、もう完全に国からは県までで、県が各医療機関に委託契約したところに回していくということだけで、町はもう入れないものなんでしょうか。郡医師会から逆に連絡をもらって、どこの病院にワクチンが幾つあるとか、そういう形でわかるんでしょうか。町に対してもね、住民から「どこの病院に行けば受けられますか」という問い合わせは今後ふえると思うんですね。だからそういうときに、町がどこまで把握できるものなのか答弁願います。

それから、今まで町で把握している感染者数はどのくらいになっているんでしょうか。このところまた小中学生も拡大しているようですが、結局今答弁を聞いていますと、この拡大というのは、そうするとすぐには押さえることはできないんだろうなと。実際に小学校低学年や就学前の子供たちへの接種というのは、もう年内遅くから来年に入ってからということになりますよね。そうすると、どの程度拡大するのではないかと予想しているんでしょうか、今の現時点で。お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 確かに現在ですね、もう10月の中旬から既に始まっておりまして、10月中旬から始まっているにもかかわらず、県の担当者への説明、町への説明は10月の13日でした。そういうことです。多分国の方の説明が1週間前ぐらいだったはずですね。10月の頭に国の方で県に説明をして、県から町に説明があったのは、基本方針なり要綱なりですね、それが10月の13日です。10月の19日からもう既に医療機関、議員おっしゃるとおり始まっております。

当然ワクチンも少ないと、特に国内産が2,700万本しか出ておりませんので、予定されておられませんので、大変少ないワクチンの量であると。町のお医者さんも、先生方でさえも聞きますとですね、「私もまだやってない」という先生も役員さんには何名かおりました。そういうことでかなり不足しているのかなというふうに思います。

ただ、国の方としてはそういったことを踏まえながらも、やはり重症化のリスクの高い妊婦さん、それから透析等、糖尿病等基礎疾患を持った方々の重度の方々、これらを優先して早目にやりたいというのが国の考え方の方でございます。

先ほど議員さんの方から、町がもっと関与して、ワクチンを確保すればどうだというふうな

お話もございましたが、先ほどちょっとお話ししたんですが、今回のワクチン接種事業というのは国の責任で、国が実施するという事でございます。これは「必ず実施してくださいよ」というふうな言い方もしないで、「ワクチンもやっぱりリスクがあるんだということをきっちり町民に言って、それでも受けますというふうな方に対してやってくださいよ」というのが基本でございます。

そういった中で役割分担がありましてですね、国が直接受託医療機関と契約をして、要は国からワクチンを割り当てると、病院に渡してやると。そのときの渡す場合のいろいろ郡医師会なり、それらの確認をするのが県の役割でございます。県が間に入って、出荷調整と言ってるんですが、そういったことをやるということでございます。町はじゃあどうなるのということなんですが、町はですね、そういうことを町のホームページなり町民に、医療機関でこういった形でいつからやるとか、そういった広報周知の方を町が、町民に対する周知徹底を行う。そういうおのおの役割分担の中で動いているということでございますので、これではワクチンの量が足りないとか、例えば柴田町感染者が多くなってきているのでワクチンの量をふやしてくださいとか、そういった個々の自治体が要望したり確保したりということは、今のシステムの中ではちょっとできない、制度の中ではできないというふうなことでございます。

それから、町の現在の感染者数の関係ですね。現在、感染者数が幾らいるかというのは、全部調査してございませんので、今の段階ではちょっと確認はできない状況でございます。

町の医師会の方をお願いをしてですね、槻木・船岡・船迫地区のおのおの二つの病院ですね、そちらの方から毎日、今何人入っているというふうな情報を町の方としてはいただいているというふうな対応をさせていただいてございます。

それから、小中学校の例えば集団の感染状況等々についてはホームページに掲載して、住民にきちっと今ここで感染が拡大しているというのを周知している状況でございます。（「今後の予想」の声あり）

けさの新聞にもですね、大分2.5倍ほどですね、県内でも感染が拡大しているというのが、きょうの河北にも載ってございました。河北新聞きょうも見たんですが、今までは学級閉鎖まで載ってたんですが、余りにも多くなりすぎて、もう今は学年閉鎖までしか新聞に載らない、そういったことで大分、県内の方はもう多く発生しているというのが実態でございます。

それから情報的にはですね、今後の感染拡大という観点から申し上げますと、全国の平均、

全国5,000の定点観測やってるんですが、その平均が17.65です。仙南と同じ、全国と同じということでございます。これが30人以上になると警報レベルになるんですが、警報レベルを超えている保健所はもう全国でも82カ所です。北海道23、埼玉4、東京5、神奈川15、愛知13、大阪7、大都市圏に集中しているんですが、そういうことで30、40を突破しております。定点観測でですね。そういうことで、全国的にももう感染者が拡大しているということなので、こちら宮城県の方も今後拡大していくのかな、まだまだおさまる気配はないというふうにとらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 北海道で30人以上超えたところは、患者を何時間も待たせるということが起きているという報道もあります。そうするとね、仙南地域でも医師会と連携をとって、今後重症者が出た場合の対応の仕方ということも話し合っておかなければならないと思うんですが、そういうことは行われているのでしょうか。

それと、先日の日曜日の中核病院の休日の外来ですよ、それは146人のうち子供が100人を超えたそうです。そうすると本来の救急に当たれないんですよ。ですから各自治体では、やはり住民に対して、特にインフルエンザ関係ではできるだけ平日の日中に受診するような呼びかけというのは必要なんではないでしょうか。これも医師会との話し合いによるかと思うんですが、このまま放っておけば救急の方が対応できなくなるという、本当にとっても危険な状態に来ていると思うので、そういう話し合いがどこまで行われているのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（大宮正博君） 今後ですね、警報レベルになってきますと、どんどん患者がふえてきてですね、重症化していくことが考えられます。これについては役割的には、こういったことについては県が医師会と調整をして、県が医療体制を整備していくというふうなことになっております。ただ、そういった状況をちょっと推移を見させていただきながら、町としては医師団の方と毎月定例的に打ち合わせをしておりますし、インフルエンザに関しては随時今まで数回打ち合わせをしてきておりますので、いわゆる町の情報、県の情報っていうのは意外と医師会の方はわからないんです。やっぱりすべて資料等々を示して、資料は結構行ってると思うんですが、病院の方でもなかなか全部資料に目を通すというのも大変なようで、そういったこともありますので、医師会の方と連携を今後もっともっと密にしていきたいというふうに考えております。

重症者が発生ということになるんですが、仙南地区でいいますと刈田病院と中核ぐらいにし

ちちょっと受け入れできないんですが、そのほかにも入院施設のある病院等々ありますので、今後も県の方が中心になって医療体制の話し合いが進んでいくというふうに思っております。

それから平日の日中ですね、そういった私の方も今11月の妊婦、基礎疾患の広報のことで今ちょっと周知ですね、集中してやってるんですが、広報周知するときにはですね、かかり方ですね。それらについても十分いろいろ課内で検討しましてですね、なるべく日中かかって、いわゆる中核等二次医療ですね、救急関係の業務ができなくなるといったことのないように今後も対応していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 先ほど平間奈緒美さんから質問ありましたことに関連して、受験のときのあれだから、スケジュールが柔軟にできないかという話があったんですが、その答弁の中で、1回だけの場合だと早くできるみたいな話があったんですが、それちょっと私意味がよくわからないので、もう一度お願いしたいなと思うんですね。

あとそれから、いろいろお話が出て、新型インフルエンザだけじゃなくて季節性のインフルエンザという話が出てきましたので、二つになるんですね。そうすると、我々例えば該当者がどうのこうのという条件をなくして一般の人で考えたときに、そういうワクチンを打っておけば一応安心できるという考え方で行けば、新型インフルエンザと季節性のあれと両方やればいいということになるのか、新型やっておけば季節性の方はそれでカバーできるというふうな考え方でいいんだか、ちょっと説明なんか困るので、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長、2点ですね。お願いします。

○健康福祉課長（大宮正博君） 先ほどですね、1回だけということにつきましては、新聞報道等々ですねあったわけなんですけど、基本的には新型インフルエンザのワクチンは2回接種が基本なんですね。ところが国の方ではそれを1回でも有効であると、免疫が1回打っただけでも8割、9割出てくると、そういった場合は1回でいいよという決定も今後あり得るということです。

それが今後11月あたりから臨床検査が入ってきまして、その結果によって1回でもいいよというふうに決定されれば、要は2回接種分が1回になりますので、順次前倒しで接種時期が早まってくると、そういう理由でございます。

ですからそういうことで、前倒しで、例えば1歳未満、小学生が1月接種だったのが12月に

接種する可能性もあると、今の段階ではあるということです。ただこれは不確定要素ということですが。

それから、季節性インフルエンザと新型インフルエンザがどうかということなんですが、季節性インフルエンザと新型インフルエンザ、基本的には同時接種でも、同時というか一緒に接種しても問題はないというふうに考えております。ただ、新型ワクチンを注射したから季節性が効くというふうなことはないというふうなことでございます。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 県のですね、新型インフルエンザアドバイザーチームというのがあつたんですが、その中では、子供たちが非常にふえてつると。これは間違いないことでは、それからその治つた後に、子供たちが簡易検査を受けるため、医療機関を訪れてつると。治つたかどうかでは、そういうことありますので、それについては欠席後の再登校のために検査をする必要がないことを学校側に指導してつると、こういうふうな話があるんです。ですから、どういふふうな県から指導が教育委員会の方にあるのかどうか、治つたか治らないかというのね。なるべく病院に来ていただくかないでほしいということだと思つたんですが、それともう一つは幼稚園の休園とか、それから学年閉鎖とかした場合に解かれますよね、その辺の基準なんかがあれば、教育委員会の立場から教えていただければと思つています。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 県の方から昨日通知文書がまいりました。（「きょう」の声あり）昨日、私が見たのは昨日だと思つたんですが、済みません、正確な日付はわかりませんが。これはですね、例えば出席停止にした子供が再登校する場合に、これまでですとお医者さんの方に治癒証明書というものを作成していただいて、これはどこでも無料でやつていただつてつると、お医者さんの方からすればサービスということ、あるいは社会貢献の一環ということなんでしょうが、無料でやつていただつておりました。ほかの感染症もそうなんです、治癒証明書というのをお医者さんに書いていただいて、それを学校に提出すれば、学校としては出席停止の解除というふうになつてつておりました。

ところが、先ほど来出つてつると、子供たちがどつどつ病院の方に受診するようになったものから、とても治癒証明書をお医者さんが書いてつると時間もない。診察の方が、むしろ治療の方がそちらの方が大事だということ、多分文科省の方に全国の医師会の

方から、これはちょっと控えてほしいというふうに何かあったのか、そこは確かに通知文には書いてないんですが、背景としてはそういうのがあるのかどうか、治癒証明書は意味がないんだという、そういう文書がまいました。

それを受けて今回、きのう町内の校長会がありましたものですから、その通知を尊重をして、町内でも治癒証明書は求めないと。それでその文書では、例えば解熱後2日経過であれば、もう再登校してもいいんじゃないかとかですね、いろんなことが書いてあるんです。したがって、あくまで治癒証明書は保護者に求めないで、保護者の方のお話を聞いて、例えば、「先生、もう学校出てもいいよというふうに言われました」とかですね、そういう自己申告も含めて保護者の方からのお話を伺って、それで出停の解除にしようということで町の全小中学校、共通の対応をしようということで、各校長名で保護者の方に通知文書を出すようにということで指示しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年柴田町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時07分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年10月28日

議 長

署名議員 番

署名議員 番